

第 1 回富里市国民保護協議会 会議録

平成 1 8 年 1 0 月 4 日

議 題	<p>1 . 開会</p> <p>2 . あいさつ</p> <p>3 . 委嘱状交付</p> <p>4 . 協議会の運営について (1) 武力攻撃等における国民の保護のための措置に関する法律 (国民保護法) (協議会関係抜粋)</p> <p>(2) 富里市国民保護協議会条例</p> <p>(3) 富里市国民保護協議会運営要綱 (案)</p> <p>5 . 議事 (1) 国民保護法について</p> <p>(2) 富里市国民保護計画の策定に係るスケジュールについて</p> <p>(3) 富里市国民保護計画骨子 (案) について</p> <p>(4) その他</p> <p>6 . 閉会</p>
日 時	平成 1 8 年 1 0 月 4 日 (水) 午後 2 時 ~ 午後 3 時
場 所	富里市役所 3 階 第 3 会議室
出 席 者	相川堅治、皆川信男、関根静夫、宍倉昌男 (代理 : 高安俊行)、角田充、杉谷一紀、森田俊一郎、黒田直明、中村忠夫、岩島修二、加藤誠、今野実 (代理 : 松村孝行)、森田清市、野口文夫、黒田健昭、野澤隆之、麻野邦子、石川孝一、石橋規、新谷喜之、鈴木康之、越川健彦、大塚 良一、山田照好、原清一、高岡明仁 (26 名) 事務局 (4 名)、委託業者 (2 名)
欠 席 者	(0 名) (敬称略)
会議の形態	公開
内 容	<p>1 . 開会</p> <p>(事務局 : 司会) みなさん今日は。 本日はご多忙のところご出席いただきありがとうございます。 定刻になりましたので、会議を開会させていただきます。 会議の開催に先立ちまして、協議会会長であります、相川堅治市長からご挨拶申し上げます。</p> <p>2 . あいさつ</p> <p>(市長) (----- 市長あいさつ -----)</p>

3. 委嘱状交付

(事務局：司会) 続きまして、富里市国民保護協議会委員として今回、お引き受けいただきました委員の皆様、相川市長より委嘱状を交付させていただきます。

その後、本協議会の運営につきまして、ご審議をいただいた上で、改めて本題に入らせていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは、委嘱状の交付を行います。

資料1の富里市国民保護協議会委員名簿をご覧ください。

委嘱状の交付につきましては、国民保護法に規定されています選出区分に基づき名簿を作成しておりますので、お名前を呼ばれましたら議場前方へお越しください。

相川市長より委員の皆様へ委嘱状をお渡し致しますので、お受け取り下さい。誠に申し訳ございませんが、所属は省略させていただきます。

(----- 委嘱状交付 -----)

(事務局：司会) 続きまして、本日は第1回目の会議でございますので、委員の皆様から名簿準によりまして自己紹介をお願いいたします。

大変恐縮でございますが、所属名とお名前をお願いいたします。

それでは、1号委員の皆川様よりお願い致します。

(----- 委員自己紹介 -----)

(事務局：司会) どうもありがとうございました。

ここで、事務局の紹介をさせていただきます。

まず、総務部総務課 大木主査であります。

(事務局：大木) 『大木でございます、よろしくお願いいたします。』

(事務局：司会) 次に、国民保護法を担当しております、並木主査補であります。

(事務局：並木) 『並木でございます、よろしくお願いいたします。』

(事務局：司会) 同じく総務課伊東副主査でございます。

(事務局：伊東) 『伊東でございます、よろしくお願いいたします。』

(事務局：司会) 最後に私総務課長の佐々木でございます。よろしくお願いいたします。

なお、本日は富里市国民保護計画の策定を委託しております、「興亜開発株式会社」も同席させていただいております。

4. 協議会の運営について

(事務局：司会)

続きまして、協議会の運営につきまして、事務局からご説明申し上げます。

(事務局：並木)

改めましてご紹介させていただきます。総務部総務課の並木と申します。恐縮ですが、着席させていただきご説明申し上げますのでよろしくお願いいたします。

まず配布資料の確認をさせていただきます。

まず、「第1回富里市国民保護協議会次第」がございます。

続きまして、資料1から資料10まででございます。

ご確認頂けましたでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ご説明させていただきます。

まず、資料の2「協議会の運営について」の1ページに国民保護法の抜粋を記載してございます。

法の第39条第2項に協議会の所掌事務が規定されておりまして、協議会は、市長の諮問に応じて国民保護措置に関する重要事項を審議すること、国民の保護に関する重要事項に関し市長に意見を述べることとされております。

また、第40条には、協議会の組織について規定されております。第2項には、会長は市長をもって充てること、第4項に委員の方の選出区分、第5項は法第38条第5項の規定を準用すると規定されておりまして、内容は委員の方の任期が2年であること等が規定されております。

次に2ページに、富里市国民保護協議会条例を記載してございます。富里市国民保護協議会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものでございます。

次に各条ごとの内容について、順次ご説明申し上げます。

第1条「目的」といたしましては、富里市国民保護協議会を設置する根拠法令について規定しております。

第2条「委員及び専門委員」といたしましては、委員の定数を30人以内とし、専門委員につてを規定しております。

第3条「会長の職務代理」といたしましては、会長が指名することと規定しております。

第4条「会議」といたしましては、協議会の招集並びに議決について規定しております。

第5条「部会」といたしましては、国民の保護のための措置は多岐にわたっており、個別に検討することが必要となる場合も考えられることから、協議会に部会を置くことができる旨を規定しております。

第6条「雑則」といたしましては、協議会の運営に必要な事項につきましては、会長が協議会に諮って定める旨を規定しております。

最後に「附則」といたしましては、公布日から施行する旨が記載されております。なお、施行日は、平成18年6月23日となっております。

続きまして、3ページ「富里市国民保護協議会運営要綱(案)」をご覧ください。内容としましては、「第1条が目的を」、「第2条が会議の招集を」、「第3条が委員の

	<p>代理出席等を」「第4条が異動等の報告」「第5条が事務局を」「第6条が記録を」最後に附則としまして施行日を本日付で記述してございます。</p>
(事務局：司会)	<p>ただいまご説明申し上げましたとおり、富里市国民保護協議会条例第3条の規定に基づく「会長の職務代理人」の指名と、協議会の運営要綱(案)の2件につきまして、ご審議いただきたいと思っておりますので、富里市国民保護協議会条例第4条第1項の規定によりまして、この会の議長を会長をお願いいたします。それでは、よろしくをお願いいたします。</p>
(議長：市長)	<p>議長を務めさせていただきます、富里市長の相川堅治でございます。よろしくをお願いいたします。</p> <p>それでは早速ですが、会長の職務代理につきまして指名したいと存じます。「富里市国民保護協議会条例」第3条の規定で、「会長の指名する委員」となっておりますので、富里市助役の石橋委員を「会長の職務代理」者に指名いたします。よろしくをお願いいたします。</p> <p>続きまして、「富里市国民保護協議会運営要綱(案)」につきまして事務局から説明がありました、何かご意見ございますでしょうか。</p>
(事務局：司会)	<p>訂正がございます。</p> <p>資料2の3ページ、富里市国民保護協議会運営要領(案)を富里市国民保護協議会運営要綱(案)に訂正させていただきます。</p>
(議長：市長)	<p>事務局から訂正の説明がありました。</p> <p>そのように訂正をお願い致します。</p> <p>他に何かご意見はございますでしょうか。</p> <p>(----- 異議無し -----)</p>
(議長：市長)	<p>異議がないということですので、そのようにさせていただきたいと思っておりますので、(案)をお取りいただきたいと思っております。それでは進行を司会に戻します。</p>
(事務局：司会)	<p>本日の議題に入ります前に、委員の皆様にあらかじめご了承いただく事項として、本市では、審議会等の会議及び会議録は、富里市情報公開条例の規定に基づき非公開という扱いをしているものを除き、原則公開することとなっております。</p> <p>情報公開条例におきましては、個人情報などを非公開としておりますが、現時点では、情報公開条例の規定で非公開とされる事項を審議する予定はございません。</p> <p>本日は傍聴人の方はいらっしゃいませんが、今後協議会は公開とさせていただきます。あわせて、会議録につきましても公開とさせていただきます。</p> <p>ただいまから第1回富里市国民保護協議会を開会いたしますが、会議開催には、</p>

富里市国民保護協議会条例第4条第2項の規定により、過半数の委員の出席が必要となります。総委員26人中現在26人の出席をいただいておりますので会議は成立しておりますことをご報告いたします。

それでは、これより議題に入ります。議長よろしくお願いたします。

5. 議題 (1) 国民保護法について

(議長：市長)

それでは議題に入らせて頂きます。

(1) 「国民保護法について」を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

(事務局：並木)

それでは、資料に基づきましてご説明いたします。

資料3の、国民保護法についてをご覧いただきたいと思います。

1ページは、国民保護法を含めた、いわゆる有事法制の全体像でございます。平成15年、我が国が外部から武力攻撃を受けたときに対処する基本法といたしまして「武力攻撃事態対処法」が制定されました。武力攻撃事態対処法では、武力攻撃事態等への対処について、基本理念、国・地方公共団体の責務、手続などの基本的事項を定めております。

下段に、「平成16年の通常国会で成立した法律」いわゆる有事関連7法が記載されております。これらは武力攻撃事態対処法に定められた基本理念等の枠組みの下で整備されたものでございます。

下段の中央に「国民保護法」がございまして、平成16年9月17日に施行されております。

2ページ目をお開き下さい。国民保護法の基本理念でございます。国等の責務としまして、国、地方公共団体、指定公共機関・指定地方公共機関、国民の責務が記載されております。また、配慮する事項としまして～まで記載されております。

3ページ目をご覧ください。武力攻撃事態等における国民の保護に関する措置の仕組みが記載されております。国、都道府県、市町村及び下段に記載されております指定公共機関、指定地方公共機関が国民の保護の措置を行う主体でございます。避難・救援や武力攻撃災害への措置を行うこととされており、また、相互に連携することとされております。

4ページをお開き下さい。国民の保護に関する基本指針及び計画の全体像でございます。武力攻撃事態等におきましては、国、県、市町村及び指定機関それぞれが国民保護措置を行うこととされておりますが、いざというときに円滑に措置が行えるよう、それぞれがあらかじめ計画等を作成することとされております。まず、一番上の段に国という囲みがありますが、国は国民の保護に関する基本指針を策定することとされており、基本指針は、平成17年3月に閣議決定されております。国民の保護に関する基本指針は、国民の保護に関する計画の体系の中で最上位に位置するもので、指定行政機関、都道府県、指定公共機関は、この基本指針に基づき計画を作成することとされております。

中央の段には都道府県があり、先ほどの基本指針により国民の保護に関する計画

を作成することとなり、既に平成17年度に策定されております。

下段の市町村、指定地方公共機関は、県の計画に基づきましてそれぞれ平成18年度中に計画を策定することとされております。なお、市町村の計画策定にあたりましては、市町村国民保護協議会に諮問することとされております。

次に、資料5は平成17年3月に閣議決定されました国民の保護に関する基本指針でございますが、76ページにわたるものでございますので、資料4の概要に基づきご説明をさせていただきます。

資料4の1ページをお開き下さい。

第1章では、「国民の保護のための措置に関する基本的な方針」が定められております。具体的には、国民保護措置の実施にあたりましては、の「基本的人権の尊重」、の「正確な情報を適時適切に国民に提供」すること、の「高齢者、障害者等特に配慮を要するものの保護について留意」することと言った留意事項が示されております。

第2章では、「武力攻撃事態の想定に関する事項」が定められております。武力攻撃事態の想定といたしましては、の着上陸侵攻、のゲリラや特殊部隊による攻撃、の弾道ミサイル攻撃、2ページに移りまして、の航空攻撃の4類型に整理されております。この類型に応じ、住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処など、国民保護措置の実施にあたっての留意事項が整理されております。第3章では、「実施体制の確立」が定められております。

(1)の5行目をご覧くださいと、都道府県においては担当職員による当直など、24時間即応可能な体制の確保に努め、市町村におきましても、常備消防体制との連携を図りつつ、当直等の強化に努めることとされております。

続きまして、第4章では「国民の保護のための措置に関する事項」が定められております。この章は、住民の避難、避難住民等の救援及び武力攻撃災害への対処に関し、その方法、役割分担等の運用事項が具体的に定められております。住民の避難の流れでございますが、1の(1)、武力攻撃事態等において、国の対策本部長が警報を発令し、県知事に通知いたします。県知事は、市町村、指定地方公共機関等に通知し、市町村長が住民の方に警報を伝達いたします。警報の伝達方法でございますが、原則として、防災行政用無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴し、注意喚起をした後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知することとされております。次に(2)の国の対策本部長が住民の避難が必要と判断した場合には、関係都道府県知事に対し、避難措置を指示いたします。

3ページの(4)をご覧ください。避難措置を受けました都道府県知事は、市町村長に通知すると同時に、市町村長は、住民に対して直ちに避難の指示の伝達を行い、(5)で市町村長はあらかじめ作成した避難実施要領に基づき避難住民を誘導するとされております。2は、避難住民等の救援に関する措置でございますが、市町村は、県知事の補助をすることとなっております。

4ページの(5)で地方公共団体の長は、避難住民や入院患者等の安否情報を収集整理することとされておりますが、安否情報の収集及び提供にあたっては、個人情報保護及び報道の自由に配慮することとされております。

3の武力攻撃災害への対処に関する措置でございますが、これは、国及び地方公共団体が、それぞれの役割分担に応じて武力攻撃災害の発生、拡大の防止に必要な措置を実施するとされております。

(2)に、都道府県知事は、住民の危険防止のため緊急の必要があると認めるときは、速やかに緊急通報を発令し、必要に応じ、退避の指示、警戒区域の設定等の措置を実施することとされており、市町村長は、緊急通報の伝達を行うこととされております。

次に6ページをお開き下さい。

第5章では、緊急対処事態への対処として、武力攻撃事態に準ずるテロ等の事態においても、国民保護措置に準じた措置を実施するとされております。(1)の から に緊急対処事態の想定として、4つの事態が記載されております。具体例が括弧の中に記載されておりますが、原子力事業所等の破壊、石油コンビナートの爆破等、ターミナル駅や列車の爆破等、炭疽菌やサリンの大量散布等、航空機による自爆テロ等を緊急対処事態と想定しております。

資料6につきましては、1月31日付で消防庁より示されました、市町村モデル計画でございます。

資料7につきましては、県が平成17年度に策定いたしました千葉県国民保護計画でございます。

以上で議題1の資料に基づく説明を終わらせていただきます。

(議長：市長)

ただいま事務局から説明がありましたが、ただいまの説明につきまして、委員の皆様からご意見、ご質問がありましたら発言をお願いいたします。

(----- 質疑無し -----)

5. 議題 (2) 富里市国民保護計画の策定に係るスケジュールについて

(議長：市長)

特にご意見もないようですので、議題の(2)富里市国民保護計画の策定に係るスケジュールについてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

(事務局：並木)

それでは資料8をご覧ください。

資料8の富里市国民保護計画の作成に係るスケジュールをご覧ください。

富里市国民保護計画策定までの流れでございますが、本市といたしましては、国の基本指針、県の国民保護計画、消防庁の市町村モデル計画などを参考に平成18年度中に策定する予定であります。

スケジュールとしましては、11月中に計画素案を作成いたします。

その後、第2回協議会に諮問し、パブリックコメント等を経て、協議会でご審議をいただきまして、答申をいただきたいと考えております。第2回の協議会につきましては、11月の中旬ころを予定しております。

以上で説明を終わらせていただきます。

<p>(議長：市長)</p>	<p>ただいま事務局から説明がありましたが、ただいまの説明につきまして、委員の皆様からご意見、ご質問がありましたら発言をお願いいたします。</p> <p>(----- 質疑無し -----)</p>
<p>(議長：市長)</p>	<p>5. 議題 (3) 富里市国民保護計画骨子(案)について</p> <p>特にご意見もないようですので、議題の(3)「富里市国民保護計画骨子(案)について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
<p>(事務局：並木)</p>	<p>それでは、事務局よりご説明いたします。</p> <p>資料9の富里市国民保護計画骨子(案)の概要をご覧ください。</p> <p>まず計画作成のあたっての基本的な考え方ですが、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」、その他の法令、国民の保護に関する基本指針、市町村国民保護モデル計画及び千葉県国民保護計画を踏まえ、かつ整合性を確保した「富里市国民保護計画」を作成致します。</p> <p>次に、基本指針ですが、(1)～(8)まで記載されておりますように、基本的人権の尊重、国民の権利利益の迅速な救済、国民に対する情報提供などに留意し、計画を作成致します。</p> <p>さらに、地域特性に配慮し、関係機関との連携体制を整備致します。</p> <p>また、関係機関、市民などの意見を踏まえた計画を作成したいと思っております。</p>
<p>(議長：市長)</p>	<p>ただいま事務局から説明がありましたが、ただいまの説明につきまして、委員の皆様からご意見、ご質問がありましたら発言をお願いいたします。</p> <p>(----- 質疑無し -----)</p>
<p>(議長：市長)</p>	<p>それでは、これでよろしいですか？</p> <p>特にご意見もないようですが、本日は初めての会合でもありますので、疑問な点等何でも結構でございますのでよろしくをお願いいたします。</p> <p>(----- 質疑無し -----)</p>
<p>(議長：市長)</p>	<p>6. 閉会</p> <p>それでは、これでよろしいですか？</p> <p>ご意見もないようでございますので、これもちまして本日の会議を終了させていただきます。</p> <p>皆様には大変ご協力いただきましたことを感謝申し上げます。ありがとうございました。それでは、進行を司会に返します。</p>

<p>(事務局：司会)</p>	<p>これもちまして、第1回富里市国民保護協議会を閉会させていただきます。</p> <p>本日は、大変多くの資料の上、短時間での目通しは難しいことと想われますので、後ほどお気づきの点等ございましたら、事務局にご連絡いただきたいと思ます。本日はありがとうございました。</p> <p>尚、次回協議会は、11月17日金曜日午後2時からを予定しております。素案ができると思ますので、今回は素案について協議して頂きたいと思ます。</p> <p>素案につきましては、事前に(一週間前には)資料として送付させていただきますので、それを見て頂き、たたき台として協議をしていくという予定となっておりますので、宜しくお願致します。</p> <p>では、本日はこれで閉会させていただきます。</p> <p>本日はどうもご苦勞様でした。</p>
-----------------	---